

## 昭和三十七年政令第百三十五号

国税通則法施行令

内閣は、国税通則法（昭和三十七年法律第六十号）の規定に基づき、この政令を制定する。

### 目次

第一章 総則（第一条～第四条）
第二章 国税の納付義務の確定（第五条～第六条の二）
第三章 国税の納付及び徴収（第六条の三～第十条）
第四章 納税の猶予及び担保（第十三条～第二十条）
第五章 国税の還付及び還付加算金（第二十一条～第二十四条）
第六章 附帯税（第二十五条～第二十八条）
第七章 国税の更正、決定等の期間制限（第二十九条～第三十条）
第八章 附帯税（第三十条の二～第三十三条の八）
第九章 不服審査（第三十一条～第三十八条）
第十章 犯則事件の調査及び処分（第四十四条～第五十六条）
附則

### 第一章 総則（定義）

この政令において「国税」、「源泉徴収等による国税」、「消費税等」、「附帯税」、「納税者」、「納税申告書」、「法定申告期限」、「法定納期限」、「課税期間」、「強制換価手続」、「修正申告書」、「更正の請求」又は「還付加算金」とは、それぞれ国税通則法（以下「法」という。）第二条（定義）、第十九条第三項（修正申告）、第二十三条第二項（更正の請求）又は第五十八条第一項（還付加算金）に規定する国税、源泉徴収等による国税、消費税等、附帯税、納税者、納税申告書、法定申告期限、法定納期限、課税期間、強制換価手続、修正申告書、更正の請求又は還付加算金をいう。（期限の特例）

第二条 法第十条第二項（期限の特例）に規定する政令で定める期限は、次に掲げる期限とする。

一 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第四十二号（定義）に規定する出國（以下「出國」という。）の時その他の時をもつて定めた期限

### 二 消費税率（昭和六十三年法律第百八号）

五十条第二項（引取りに係る消費税の徴収）に規定する期限その他一定の行為をする際に期限が到来する場合における当該期限

三 所得税法第八十九条第一項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する期限その他利子、配当、給与、報酬、料金その他の源泉徴収すべきものとされている所得の支払を受けた日の前日をもつて定めた期限

四 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十四条第二項（確定申告）に規定する期限のうち残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる日の前日をもつて定めた期限その他残余財産の分配又は引渡しの日の前日をもつて定めた期限

五 法人税法第一百四十二条第一号（課税標準）に掲げる外国法人に該当する法人が当該外国法人に該当しないこととなる日又は同条第二号に掲げる外国法人に該当する法人が同法第一百三十八条第一項第四号（国内源泉所得）に規定する事業で同法の施行地において行うものを廃止する日をもつて定めた期限

六 法人税法第一百四十二条第一号（課税標準）に規定する事業で同法の施行地において行うものを廃止する日をもつて定めた期限

七 法人税法第一百四十二条第一号（課税標準）に規定する事業で同法の施行地において行うものを廃止する日をもつて定めた期限

八 法人税法第一百四十二条第一号（課税標準）に規定する事業で同法の施行地において行うものを廃止する日をもつて定めた期限

九 法人税法第一百四十二条第一号（課税標準）に規定する事業で同法の施行地において行うものを廃止する日をもつて定めた期限

十 法人税法第一百四十二条第一号（課税標準）に規定する事業で同法の施行地において行うものを廃止する日をもつて定めた期限

十一 法人税法第一百四十二条第一号（課税標準）に規定する事業で同法の施行地において行うものを廃止する日をもつて定めた期限

十二 法人税法第一百四十二条第一号（課税標準）に規定する事業で同法の施行地において行うものを廃止する日をもつて定めた期限

十三 法人税法第一百四十二条第一号（課税標準）に規定する事業で同法の施行地において行うものを廃止する日をもつて定めた期限

十四 法人税法第一百四十二条第一号（課税標準）に規定する事業で同法の施行地において行うものを廃止する日をもつて定めた期限

十五 法人税法第一百四十二条第一号（課税標準）に規定する事業で同法の施行地において行うものを廃止する日をもつて定めた期限

（災害等による期限の延長）

第三条 国税庁長官は、都道府県の全部又は一部にわたり災害その他やむを得ない理由により、法第十一条（災害等による期限の延長）に規定する期限までに同条に規定する行為をすること

ができないと認める場合には、地域及び期日を指定して当該期限を延長するものとする。

四 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十四条第二項（確定申告）に規定する期限のうち残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる日の前日をもつて定めた期限

五 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十四条第二項（確定申告）に規定する期限のうち残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる日の前日をもつて定めた期限

六 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十四条第二項（確定申告）に規定する期限のうち残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる日の前日をもつて定めた期限

七 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十四条第二項（確定申告）に規定する期限のうち残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる日の前日をもつて定めた期限

八 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十四条第二項（確定申告）に規定する期限のうち残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる日の前日をもつて定めた期限

九 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十四条第二項（確定申告）に規定する期限のうち残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる日の前日をもつて定めた期限

十 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十四条第二項（確定申告）に規定する期限のうち残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる日の前日をもつて定めた期限

十一 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十四条第二項（確定申告）に規定する期限のうち残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる日の前日をもつて定めた期限

十二 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十四条第二項（確定申告）に規定する期限のうち残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる日の前日をもつて定めた期限

十三 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十四条第二項（確定申告）に規定する期限のうち残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる日の前日をもつて定めた期限

十四 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十四条第二項（確定申告）に規定する期限のうち残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる日の前日をもつて定めた期限

十五 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十四条第二項（確定申告）に規定する期限のうち残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる日の前日をもつて定めた期限

一 各相続人の氏名、住所又は居所、被相続人との続柄及び法第五条第二項（相続による納税義務の承継）に規定する相続分には、一部の相続人について同条第一項の届出がないときを含むものとする。この場合において、税務署長その他の行政機関の長は、その届出がない一部の相続人にについて同条第二項の指定をすることができる。

二 第一項の規定は、税務署長その他の行政機関の長が法第十三条第二項の規定により相続人の代表者を指定する場合について準用する。

三 法第十三条第二項に規定する届出がないときには、一部の相続人について同条第一項の届出がないときを含むものとする。この場合において、税務署長その他の行政機関の長は、その届出がない一部の相続人にについて同条第二項の指定をすることができる。

四 第一項の規定は、税務署長その他の行政機関の長が法第十三条第二項の規定により相続人の代表者を指定する場合について準用する。

五 法第十三条第二項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 被相続人の氏名及び死亡時の住所又は居所

二 各相続人の氏名及び住所又は居所並びに被相続人の続柄その他の参考となるべき事項

三 相続人の代表者の氏名及び住所又は居所

四 法第十三条第一項の規定による届出をした相続人は、税務署長その他の行政機関の長に届け出で、その指定した代表者を変更することができる。この場合においては、第二項の規定を準用する。

五 第二項の規定による届出をした相続人は、税務署長は、税関長は、災害その他やむを得ない理由により、法第十一条に規定する期限までに同条に規定する行為をすることができないと認められる場合には、前二項の規定の適用がある場合を除き、当該行為をすべき者の申請により、期日を指定して当該期限を延長するものとする。

六 法第十三条第一項の規定による届出をした相続人の代表者は、法第十一条に規定する理由が当該期限を延長するものとする。

七 法第十三条第一項の規定による届出をした相続人の代表者は、法第十一条に規定する理由が当該期限を延長するものとする。

八 法第十三条第一項の規定による届出をした相続人の代表者は、法第十一条に規定する理由が当該期限を延長するものとする。

九 法第十三条第一項の規定による届出をした相続人の代表者は、法第十一条に規定する理由が当該期限を延長するものとする。

十 法第十三条第一項の規定による届出をした相続人の代表者は、法第十一条に規定する理由が当該期限を延長するものとする。

十一 法第十三条第一項の規定による届出をした相続人の代表者は、法第十一条に規定する理由が当該期限を延長するものとする。

一二 各相続人の氏名、住所又は居所、被相続人との続柄及び法第五条第二項（相続による納税義務の承継）に規定する相続分には、一部の相続人について同条第一項の届出がないときを含むものとする。この場合において、税務署長その他の行政機関の長は、その届出がない一部の相続人にについて同条第二項の指定をすることができる。

三四 相続人の代表者の氏名及び住所又は居所には、一部の相続人について同条第一項の届出がないときを含むものとする。この場合において、税務署長その他の行政機関の長は、その届出がない一部の相続人にについて同条第二項の指定をすることができる。

四五 第一項の規定は、税務署長その他の行政機関の長が法第十三条第二項の規定により相続人の代表者を指定する場合について準用する。

五六 法第十三条第二項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 被相続人の氏名及び死亡時の住所又は居所

二 各相続人の氏名及び住所又は居所並びに被相続人の続柄その他の参考となるべき事項

三 相続人の代表者の氏名及び住所又は居所

四 法第十三条第一項の規定による届出をした相続人は、税務署長その他の行政機関の長に届け出で、その指定した代表者を変更することができる。この場合においては、第二項の規定を準用する。

五 法第十三条第一項の規定による届出をした相続人の代表者は、法第十一条に規定する理由が当該期限を延長するものとする。

六 法第十三条第一項の規定による届出をした相続人の代表者は、法第十一条に規定する理由が当該期限を延長するものとする。

七 法第十三条第一項の規定による届出をした相続人の代表者は、法第十一条に規定する理由が当該期限を延長するものとする。

一二 各相続人の氏名、住所又は居所、被相続人との続柄及び法第五条第二項（相続による納税義務の承継）に規定する相続分には、一部の相続人について同条第一項の届出がないときを含むものとする。この場合において、税務署長その他の行政機関の長は、その届出がない一部の相続人にについて同条第二項の指定をすることができる。

三四 相続人の代表者の氏名及び住所又は居所には、一部の相続人について同条第一項の届出がないときを含むものとする。この場合において、税務署長その他の行政機関の長は、その届出がない一部の相続人にについて同条第二項の指定をすることができる。

四五 第一項の規定は、税務署長その他の行政機関の長が法第十三条第二項の規定により相続人の代表者を指定する場合について準用する。

五六 法第十三条第二項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 被相続人の氏名及び死亡時の住所又は居所

二 各相続人の氏名及び住所又は居所並びに被相続人の続柄その他の参考となるべき事項

三 相続人の代表者の氏名及び住所又は居所

四 法第十三条第一項の規定による届出をした相続人は、税務署長その他の行政機関の長に届け出で、その指定した代表者を変更することができる。この場合においては、第二項の規定を準用する。

五 法第十三条第一項の規定による届出をした相続人の代表者は、法第十一条に規定する理由が当該期限を延長するものとする。

六 法第十三条第一項の規定による届出をした相続人の代表者は、法第十一条に規定する理由が当該期限を延長するものとする。

七 法第十三条第一項の規定による届出をした相続人の代表者は、法第十一条に規定する理由が当該期限を延長するものとする。

業から生ずる所得に対する所得税又は法人税の非課税等) 同法第十一条第六項(国際運輸業に係る所得に対する所得税又は法人税の非課税) 第十五条第十二項(配当等に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等) 又は第十九条第六項(資産の譲渡により生ずる所得に対する所得税又は法人税の非課税) において準用する場合を含む)。又は租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十号) 以下この号において「租税条約等実施特例法」という) 第三条の二第十九条(配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等) において準用する場合を含む) の規定に該当する給与若しくは報酬又は外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第七条第七項に規定する第三国団体対象事業所得、同法第十一条第六項に規定する第三国団体対象事業譲渡所得若しくは租税条約等実施特例法第十三条の二第十三項に規定する第三国団体配当等に規定する第三国団体報酬又は第三国団体対象事業所得、第三国団体対象事業譲渡所得若しくは租税条約等実施特例法第十二条に規定する第三国団体配当等に対する所得税その給与若しくは報酬又は第三国団体対象事業所得、第三国団体対象事業譲渡所得若しくは第三国団体配当等に規定する第三国団体配当等の支払を受けるべき時において出国をする者に係るその年分の所得税(前二号に掲げる所得税及び源泉徴収による所得税を除く)。その死亡又は出国の時

ものとみなされた同項に規定する国内源泉所得に係る源泉徴収による所得税 当該交付をした日を経過する時又は当該二月を経過する日を経過する時

六 次に掲げる申告書の提出又は当該申告書の提出がなかつたことによる法第二十五条(決定)の規定による決定(第九条各号(繰上保全差押えに係る通知)及び第三十九条の二第一項第三号から第五号まで(特定納税管理人との間の特殊の関係)を除き、以下「決定」という。)により納付すべき法人税又は地方法人税及び当該法人税又は地方法人税に係る修正申告書の提出又は法第二十九条第一項(更正等の効力)に規定する更正(以下第四十一条(納税証明書の交付の請求等)までにおいて「更正」という。)により納付すべき法人税又は地方法人税 それぞれ次に定める時

イ 法人税法第二条第三十号又は第三十二号(定義)に規定する中間申告書又は退職年金等積立金中間申告書 事業年度(同条第十二条の七に規定する通算子法人が提出すべき同条第三十号に規定する中間申告書にあつては、その事業年度の開始日の属する当該通算子法人に係る同条第十二号の六の七に規定する通算親法人の事業年度)の開始の日から六月を経過する時

ロ 地方法人税法(平成二十六年法律第十一号)第二条第十四号(定義)に規定する地方法人税中間申告書又は同法第十六条第六项(中間申告)の規定による申告書 課税事業年度(同法第七条第一項(課税事業年度等)に規定する課税事業年度をいう。ロ及び第十三条第二項第三号において同じ。)(同法第二条第七号に規定する通算子法人が提出すべき同条第十四号に規定する地方法人税中間申告書にあつては、その課税事業年度の開始日の属する当該通算子法人に係る同条第六号に規定する通算親法人の課税事業年度)の開始の日から六月を経過する時

相続税法第二十二条の十六第一項(相続時精算税額に係る相続税額)の規定により、相続又は遺贈により取得したものとみなされた財産に係る相続税 同法第二十二条の九第五项(相続時精算税額の選択)に規定する特定贈与者の死亡の時

八 消費税法第四十二条第一項、第四項又は第六項（課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての中間申告）の規定による申告書の提出により納付すべき消費税及び当該消費税に係る修正申告書の提出又は更正により納付すべき消費税 中間申告対象期間（同法第四十三条第一項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に規定する中間申告対象期間をいう。）の末日を経過する時

九 国税に関する法律の規定により一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされるいる消費税等 当該事実が生じた時

十 一般送配電事業者等（電源開発促進税法（昭和四十九年法律第七十九号）第二条第二号（定義）に規定する一般送配電事業者等をいう。）が自ら使用した電気に対する電源開発促進税（同法第七条第二項（課税標準及び税額の申告）の計量の基礎となる期間の経過する時

十一 第二十六条第一項（還付請求申告書等）に規定する還付請求申告書に係る過少申告加算税又は重加算税 当該還付請求申告書の提出の時

（更正の請求）

第六条 法第二十三条第二項第三号（更正の請求）に規定する政令で定めるやむを得ない理由とは、次に掲げる理由とする。

一 その申告、更正又は決定に係る課税標準等（法第十九条第一項（修正申告）に規定する課税標準等をいう。以下同じ。）又は税額等（同項に規定する税額等をいう。以下同じ。）の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた行為の効力に係る官公署の許可その他の処分が取り消されたこと。

二 その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となつた事実に係る契約が、解除権の行使によつて解除され、若しくは当該契約の成立後生じたやむを得ない事情によつて解除され、又は取り消されたこと。

三 帳簿書類の押収その他やむを得ない事情により、課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき帳簿書類その他の記録に基づいて国税の課税標準等又は税額等を計算することができなかつた場合において、その後、当該事情が消滅したこと。

わが国が締結した所得に対する租税に関する二重課税の回避又は脱税の防止のための条項は、

約に規定する権限のある当局間の協議により、その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等に関する内容等又は税額等に関する内容の合意が行われたこと。

五 その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となつた事実に係る国税庁長官が発した通達に示されている法令の解釈その他の国税庁長官の法令の解釈が、更正又は決定に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決に伴つて変更され、更変後の解釈が国税庁長官により公表されたことにより、当該課税標準等又は税額等が異なることとなる取扱いを受けることとなつたことを知つたこと。

更正の請求をしようとする者は、その更正の請求をする理由が課税標準たる所得が過大であることその他その理由の基礎となる事実が一定期間の取引に関するものであるときは、その取引の記録等に基づいてその理由の基礎となる事実を証明する書類を法第二十三条第三項の更正請求書に添付しなければならない。その更正の請求をする理由の基礎となる事実が一定期間の取引に関するもの以外のものである場合において、その事実を証明する書類があるときも、また同様とする。

(口頭による賦課決定の手続)

第六条の二 法第三十三条第四項（賦課決定の所轄庁等）に規定する政令で定めるときは、本邦に入国する者が入国の際に携帶して輸入する物品につき徴収すべき消費税等を税関の当該職員に即納させるときその他特別の必要に基づき国税を当該職員に即納させるときとする。

2 法第三十三条第四項の規定により当該職員が口頭で法第三十二条第五項（賦課決定）に規定する賦課決定の通知をする場合には、他の当該職員の立会いを受けなければならない。

第三章 国税の納付及び徴収

(電子情報処理組織を使用する方法による納付の手続に係る法定納期限の特例)

第六条の三 法第三十四条第二項（納付の手続）に規定する政令で定める日は、法定納期限の翌日（同日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日その他一般の休日又は第二条第二項（期限の特例）に規定する日に当たるときは、これらの日の翌日。以下この条において同じ。）とす。ただし、災害その他やむを得ない理由によ

りその法定納期限の翌日までに納付することができないと国税庁長官が認めるときは、その承認する日とする。

(口座振替納付に係る納付期日)

**第七条** 法第三十四条の二第二項（口座振替納付に係る通知等）に規定する政令で定める日は、その承認する日とする。

同条第一項の通知が金融機関に到達した日から二取引日を経過した最初の取引日（災害その他やむを得ない理由によりその日までに納付することができないと税務署長が認める場合には、その承認する日）とする。

前項に規定する取引日とは、金融機関の休日以外の日をいう。

**第七条の二** 法第三十四条の四第一項（納付受託者）に規定する政令で定める要件は、次に掲げるるものとする。

一 納付受託者（法第三十四条の四第一項に規定する納付受託者をいう。次条、第七条の四（権限の委任）及び第二十七条の二（期限内申告書を提出する意思等があつたと認められる場合）において同じ。）として、納付事務（同項に規定する納付事務をいう。次号において同じ。）を行ふことが国税の徴収の確保及び納税者の便益の増進に寄与すると認められること。

二 納付事務を適正かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものとして財務省令で定める基準を満たしていること。

（納付受託者の納付に係る納付期日）

第七条の三 法第三十四条の五第一項（納付受託者の納付）に規定する政令で定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日の翌日から起算して十一取引日（第七条第二項（口座振替納付に係る納付期日）に規定する取引日をいう。以下この条において同じ。）を経過した最初の取引日（災害その他やむを得ない理由によりその日までに納付することができないと国税庁長官が認める場合には、その承認する日）とする。

一 納付受託者が法第三十四条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）（納付受託者に対する納付の委託）の規定により国税を納付しよ

うとする者の委託に基づき当該国税の額に相当する金銭の交付を受けたとき 当該交付を受けた日

二 納付受託者が法第三十四条の三第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により国税を納付しようとする者の委託を受けたとき 当該委託を受けた日

（権限の委任）

二号に係る部分に限る。）の規定により国税を納付しようとする者の委託を受けたとき

（納付の告知に係る納付期限等）

第八条 法第三十六条第一項各号（納付の告知）に掲げる国税につきその法定納期限後に納税の告知をする場合、国際観光旅客税法（平成三十一年法律第十六号）第十八条第一項（国際観光旅客等による納付）の規定により納付すべき国際観光旅客税でその法定納期限までに納付されなかつたものにつきその法定納期限後に納付の告知をする場合又は過怠税につき納税の告知をする場合には、当該告知に係る納税告知書に記載すべき納期限は、当該告知書を発する日の翌日から起算して一月を経過する日（国税に関する法律の規定により一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている国税については、当該告知書の送達に要すると見込まれる期間を経過した日）とする。

二 法第三十六条第二項ただし書に規定する政令で定める場合は、本邦に入国する者が入国の際には、当該告知書の送達に要すると見込まれる期間を経過した日）とする。

二 納付事務を適正かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものとして財務省令で定める基準を満たしていること。

（納付受託者の納付に係る納付期日）

第七条の三 法第三十四条の五第一項（納付受託者の納付）に規定する政令で定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日の翌日から起算して十一取引日（第七条第二項（口座振替納付に係る納付期日）に規定する取引日をいう。以下この条において同じ。）を経過した最初の取引日（災害その他やむを得ない理由によりその日までに納付することができないと国税庁長官が認める場合には、その承認する日）とする。

一 納付受託者が法第三十四条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）（納付受託者に対する納付の委託）の規定により国税を納付しよ

うとする者の委託に基づき当該国税の額に相当する金銭の交付を受けたとき 当該交付を受

受けた日

（強制換価の場合の消費税等の徴収に関する通

知）

（強制換価の場合の消費税等の徴収に関する通

法第四十六条第一項第三号に規定する政令で定める国税は、次に掲げる国税とする。  
 一 法人税法第二条第三十号若しくは第三十二号（定義）に規定する中間申告書若しくは退職年金等積立金中間申告書の提出又は当該申告書の提出がなかつたことによる決定により納付すべき法人税及び当該法人税に係る修正申告書の提出又は更正により納付すべき法人税  
 二 地方法人税法第二条第十四号（定義）に規定する地方法人税中間申告書若しくは同法第十六条第六項（中間申告）の規定による申告書の提出又は当該申告書の提出がなかつたことによる決定により納付すべき地方法人税及び当該地方法人税に係る修正申告書の提出又は更正により納付すべき地方法人税  
 三 消費税法第四十二条第一項、第四項又は第六項（課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての中間申告）の規定による申告書の提出により納付すべき消費税及び当該消費税に係る修正申告書の提出又は更正により納付すべき消費税（納税の猶予の申請手続等）  
 第十五条 納税の告知がされていない源泉徴収等による国税につき法第四十六条第一項又は第二項（納税の猶予の要件等）の規定による納税の猶予を受けようとする者は、所得税法第二百一十条（源泉徴収に係る所得税の納付手続）に規定する計算書又は国際観光旅客税法第十六条第一項又は第二項（国内事業者による特別徴収等）若しくは第十七条第二項（国外事業者による特別徴収等）に規定する計算書を法第四十六条の二第一項又は第二項（納税の猶予を受けるべき事項）に規定する申告書に添付しなければならない。  
 二 税務署長又は税闇長は、法第四十六条第一項又は第二項の規定により納税の猶予をした源泉徴収等による国税について納税の告知をするときは、当該告知に係る納税告知書に、法第三十六条第二項（納税の告知）に規定する事項のほか、当該猶予に係る期限を記載しなければならない。  
 三 前二項の規定は、登録免許税法第二十四条第一項（免許等の場合の納付の特例）に規定する登録免許について準用する。この場合において、第一項中「所得税法第二百二十条（源泉徴収に係る所得税の納付手続）」に規定する計算書又は国際観光旅客税法第十六条第二項（国内内

業者による特別徴収等）若しくは第十七条第二項（国外事業者による特別徴収等）に規定する「計算書」とあるのは、「当該登録免許税の課税の基となる登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明がされたことを明らかにする書類」と読み替えるものとする。  
**第十五条の二** 法第四十六条の二第一項（納税の猶予の申請手続等）に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。  
 一 法第四十六条第一項（納税の猶予の要件等）の災害によりその者がその財産につき相当な損失を受けたことの実態の詳細（財産の種類ごとの損失の程度、その他の被害の状況を含む。）  
 二 納付すべき国税の年度、税目、納期限及び金額  
 三 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額  
 四 当該猶予を受けようとする期間  
 五 法第四十六条の二第三項及び第四項に規定する政令で定める書類は、第三項第二号から第四号までに掲げる書類とする。  
 六 法第四十六条の二第四項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。  
 一 法第四十六条第二項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき国税を一時に納付することができない事情の詳細  
 二 前項第二号から第四号までに掲げる事項限ごとの納付金額を含む。)  
 三 分割納付の方法により納付を行うかどうか  
 四 猶予を受けようとする金額が百万円を超える場合は、かつ、猶予期間が三月を超える場合には、提供しようとする法第五十条各号（担保の種類）に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他は、担保に参考となるべき事項（担保を提供することができる書類は、次に掲げる書類とする。）  
 五 法第四十六条の二第二項に規定する政令で定める書類は、その事情)  
 六 法第四十六条の二第二項に規定する政令で定める書類は、次に掲げる書類とする。  
 七 法第四十六条の二第五項に規定する政令で定める書類は、第三項第四号に掲げる書類とする。

八 法第四十六条の二第十一項の職員（以下この条において「職員」という。）は、同項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他の当該物件の留置に関する必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。  
 九 職員は、法第四十六条の二第十一項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなったときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。  
 一〇 職員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。  
**第十六条** 法第五十条第一号、第二号又は第七号（担保の種類）に掲げる担保のうち振替株式等（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第一項第十二号から

四 猶予を受けようとする金額が百万円を超える、かつ、猶予期間が三月を超える場合にあっては、担保の提供に關する必要となる書類として、担保の提供に關する法律第二条第三項に規定する振替機関が取り扱うものをいう。次項及び次条第三項において同じ。）以外のもの（社債、株式等の振替に関する法律第二百七十八条第一項（振替債の供託）に規定する振替債にあつては、財務省令で定めるもの）を提供しようとする者は、これを供託して、その供託書の正本その他の財務省令で定める書類をその提供先の国税府長官、国税局長、税務署長又は税闇長（以下この条及び次条において「国税府長官等」という。）に提出しなければならない。ただし、登録国債については、その登録を受け、登録済通知書その他の財務省令で定める書類を国税府長官等に提出しなければならない。  
 一 法第四十六条第三項各号に定める税額に相当する国税を一時に納付することができない理由によりその国税の納期限後にする場合に当する事項は、次に掲げる事項とする。  
 二 法第四十六条第二号から第四号まで並びに第二項第三号及び第四号に掲げる事項  
 三 法第四十六条第三項の申請をやむを得ない理由によりその国税の納期限後にする場合に当する事項は、次に掲げる事項とする。  
 四 法第四十六条第二号から第四号までに掲げる書類とされる事項は、次に掲げる事項とする。  
 五 法第四十六条の二第三項及び第四項に規定する政令で定める書類は、第三項第二号から第四号までに掲げる書類とする。  
 六 法第四十六条の二第四項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。  
 七 法第四十六条の二第五項に規定する政令で定める猶予期間の延長を受けようとする国税の年度、税目、納期限及び金額  
 八 法第四十六条の二第十一項の職員（以下この条において「職員」という。）は、同項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他の当該物件の留置に関する必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。  
 九 法第五十条第三号から第五号までに掲げる担保（以下この項において「担保不動産等」という。）を提供しようとする者は、担保振替株式等の種類に応じ、当該担保振替株式等に係る振替口座簿の国税府長官等の口座の質権欄に増加又は増額の記載又は記録をするために振替の申請をして、担保振替株式等の提供に關し必要な振替口座簿の国税府長官等の口座の質権欄に受け、登録済通知書その他の財務省令で定める書類を国税府長官等に提出しなければならない。  
 一〇 法第五十条第三号から第五号までに掲げる担保（以下この項において「担保不動産等」という。）を提供しようとする者は、担保不動産等の提供に關し必要な書類として財務省令で定める書類を国税府長官等に提出しなければならない。  
**第十七条** 国税府長官等は、担保の提供があつた場合において、担保の提供された者が法第五十二条第二項（担保の変更）の承認を受け変更に係る担保を提供したことその他の理由によりその担保を引き継いで提供させる必要がないこと納されたこと、担保を提供した者が法第五十二条第二項（担保の変更）の承認を受け変更に係る担保を提供したことその他の理由によりその担保を引き継いで提供させる必要がないこと納されたこと、担保を提供した者が法第五十二条第二項（担保の変更）の承認を受け変更に係る担保を提供したことその他の理由によりその担保を引き継いで提供させる必要がないこととなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。  
 二 担保の解除は、担保を提供した者にその旨を書面で通知することによつて行なう。

3 国税庁長官等は、次に掲げる担保を解除したときは、当該各号に定める手続をしなければならない。

一 法第五十条第一号、第二号又は第七号（国債、地方債等）に掲げる担保（振替株式等を除く。）前条第一項の規定により提出された供託書の正本又は登録済通知書の返還

二 振替株式等 当該振替株式等について、前条第二項の規定により振替口座簿における減少又は減額の記載又は記録を受けた者の口座に、増加又は増額の記載又は記録をするための振替の申請

三 法第五十条第三号から第五号まで（土地、建物等）に掲げる担保 前条第三項の規定により関係機関に嘱託した抵当権の登記又は登録の抹消の嘱託

（金銭担保による納付の手続）

**第十八条** 法第五十一条第三項（担保として提供した金銭による納付）の規定により担保として提供した金銭をもつて当該担保に係る国税の納付に充てようとする者は、その旨を記載した書面を税務署長又は税関長に提出しなければならない。

2 前項の書面の提出があつたときは、その担保として提供された金銭の額（その額が納付すべき国税の額をこえるときは、その国税の額）に相当する国税の納付があつたものとみなす。（保証人に対する納付通知書に係る納付の期限）

**第十九条** 法第五十二条第二項（納付通知書による告知）に規定する納付通知書に記載すべき納付の期限は、当該通知書を発する日の翌日から起算して一月を経過する日とする。（国税庁長官等が徴した担保の処分）

**第二十条** 法第五十三条（国税庁長官等が徴した担保の処分）に規定する政令で定める税務署長は、同条の担保として提供された財産の所在地の所轄税務署長その他国税庁長官又は国税局長が徴した担保の処分につき便宜を有する税務署長とする。

## 第五章 国税の還付及び還付加算金

### 第二十一条 削除

（納税者及びその者の国税に係る第二次納税義務者（国税徴収法第一条第七号（定義）に規定する第二次納税義務者をいう。以下同じ。）の納付に係る国税の一部につき過誤納

が生じた場合には、その過誤納金の還付又は充當に關しては、まず、第二次納税義務者が納付した額につきその過誤納が生じたものとする。

2 定の適用を受ける還付又は充当をしたときは、その旨を納税者に通知しなければならない。（還付金等の充当適状）

**第二十三条** 法第五十七条第二項（充当）に規定する政令で定める充当をすることとなつた時は、充當に係る国税の法定納期限（次の各号に掲げる国税（延滞税及び利子税を除く。）については、当該各号に定める時とし、その国税に係る延滞税及び利子税については、その納付又は徵收の基因となつた国税に係る当該各号に定める時とする。）と還付金等（法第五十六条第一項（還付）に規定する還付金等をいう。以下同じ。）が生じた時（還付加算金については、その計算の基礎となつた還付金等が生じた時）とのいずれか遅い時とする。ただし、法第十一条（災害等による期限の延長）の規定による法第三十七条第一項（督促）に規定する納期限の延長、法第四十六条第一項（納税の猶予の要件等）の規定による納税の猶予又は所得税法若しくは相続税法の規定による延納に係る国税につき、当該延長、猶予又は延納の申請又は届出があつた日（当該延長につき申請を要しないときは、当該延長の基因となる理由が生じた日）以後に生じた還付金等を充当するときは、当該延長、猶予又は延納に係る期限と当該還付金等が生じた時とのいずれか遅い日とす

る。

1 法定納期限後に納付すべき税額が確定した国税（過怠税を含むものとし、第六号に掲げるものを除く。）その更正通知書又は納付通知書を発した時

2 前項の規定により納付すべき税額が確定した国税（延滞税及び利子税を除く。）の納付通知書を発した時

3 登録免許税法第二十六条第一項（課税標準及び税額の認定）の規定による通知に基づいて納付した登録免許税に係る過納金

4 第二次納税義務者が納付した国税の額につき生じた過納金

5 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定により税関長の承認を受けた時

6 法第五十八条第一項第三号に規定する政令で定める日は、次の各号に掲げる過誤納金の区分に応じ、当該各号に定める日（その日が当該過誤納金に係る国税の法定納期限である場合に

7 その旨を納税者に通知しなければならない。（還付金等の充当適状）

8 法第五十九条（加算税の税目）に規定する石油石炭税の納付等の規定により納付すべき石油石炭税を除く。）輸入品に対する内国消費税の徵收等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第九条第三項（輸入の許可前における引取り）において準用する関税法第七条の十七（輸入の許可前に引き取られた貨物に係る税額等の通知）の書面又は更正通知書を発した時

9 法第六十九条（加算税の税目）に規定する石油石炭税の納付等の規定により納付すべき国税その納付通知書を発した時

10 法第六十九条（加算税の税目）に規定する石油石炭税の納付等の規定により納付すべき国税その納付通知書を発した時

11 法第六十九条（加算税の税目）に規定する石油石炭税の納付等の規定により納付すべき国税その納付通知書を発した時

12 法第六十九条（加算税の税目）に規定する石油石炭税の納付等の規定により納付すべき国税その納付通知書を発した時

13 法第六十九条（加算税の税目）に規定する石油石炭税の納付等の規定により納付すべき国税その納付通知書を発した時

14 法第六十九条（加算税の税目）に規定する石油石炭税の納付等の規定により納付すべき国税その納付通知書を発した時

15 法第六十九条（加算税の税目）に規定する石油石炭税の納付等の規定により納付すべき国税その納付通知書を発した時

16 法第六十九条（加算税の税目）に規定する石油石炭税の納付等の規定により納付すべき国税その納付通知書を発した時

17 法第六十九条（加算税の税目）に規定する石油石炭税の納付等の規定により納付すべき国税その納付通知書を発した時

18 法第六十九条（加算税の税目）に規定する石油石炭税の納付等の規定により納付すべき国税その納付通知書を発した時

四 法定納期限後に納付すべき税額が確定した国税（過怠税を含むものとし、第六号に掲げるものを除く。）その更正通知書又は納付通知書を発した時

2 法第五十八条第一項第三号に規定する政令で定める日は、次の各号に掲げる過誤納金及び利子税を除む。）に係る過誤納金（法第五十八条第一項第一号ロに掲げる過納金及び同条第四項の規定の適用がある過納金を除く。）及び国際観光旅客税法第十八条第一項（国際観光旅客等による納付）の規定により納付すべき国際観光旅客税（納税の告知がされたものを除く。）に係る過誤納金 税務署長又は税関長がその過誤納の事実の確認をした日

3 自動車重量税法第十六条第一項（過誤納の請求等）の規定による請求をすることができる自動車重量税に係る過誤納金 当該過誤納金につき、同条第三項の規定による証明書又は書面の提出があつた日

4 登録免許税法第三十一条第二項（過誤納金の還付等）の規定による請求をすることができる自動車重量税に係る登録免許税に係る過誤納金 当該過誤納金につき、当該請求があつた日（当該請求がなされたときは、同条第一項の通知があつた日）

5 法第五十八条第一項第三号に掲げる過誤納金のうち前各号に掲げる過誤納金以外のもの当該過誤納金に係る国税の納付（法第五十条第二項（国税の予納額の還付の特例）その他国税に関する法律の規定により過誤納金があつたものとみなされる場合には、その過誤納）があつた日

6 法第五十八条第一項第三号に掲げる過誤納金に係る登録免許税に係る過誤納金 当該過誤納金につき、当該請求があつた日（当該請求がなされたときは、同条第一項の通知があつた日）

7 法第五十八条第一項第三号に掲げる過誤納金のうち前各号に掲げる過誤納金以外のもの当該過誤納金に係る国税の納付（法第五十条第二項（国税の予納額の還付の特例）その他国税に関する法律の規定により過誤納金があつたものとみなされる場合には、その過誤納）があつた日

8 法第五十八条第一項第三号に掲げる過誤納金のうち前各号に掲げる過誤納金以外のもの当該過誤納金に係る国税の納付（法第五十条第二項（国税の予納額の還付の特例）その他国税に関する法律の規定により過誤納金があつたものとみなされる場合には、その過誤納）があつた日

9 法第五十八条第一項第三号に掲げる過誤納金のうち前各号に掲げる過誤納金以外のもの当該過誤納金に係る国税の納付（法第五十条第二項（国税の予納額の還付の特例）その他国税に関する法律の規定により過誤納金があつたものとみなされる場合には、その過誤納）があつた日

10 法第五十八条第一項第三号に掲げる過誤納金のうち前各号に掲げる過誤納金以外のもの当該過誤納金に係る国税の納付（法第五十条第二項（国税の予納額の還付の特例）その他国税に関する法律の規定により過誤納金があつたものとみなされる場合には、その過誤納）があつた日

11 法第五十八条第一項第三号に掲げる過誤納金のうち前各号に掲げる過誤納金以外のもの当該過誤納金に係る国税の納付（法第五十条第二項（国税の予納額の還付の特例）その他国税に関する法律の規定により過誤納金があつたものとみなされる場合には、その過誤納）があつた日

12 法第五十八条第一項第三号に掲げる過誤納金のうち前各号に掲げる過誤納金以外のもの当該過誤納金に係る国税の納付（法第五十条第二項（国税の予納額の還付の特例）その他国税に関する法律の規定により過誤納金があつたものとみなされる場合には、その過誤納）があつた日

13 法第五十八条第一項第三号に掲げる過誤納金のうち前各号に掲げる過誤納金以外のもの当該過誤納金に係る国税の納付（法第五十条第二項（国税の予納額の還付の特例）その他国税に関する法律の規定により過誤納金があつたものとみなされる場合には、その過誤納）があつた日

14 法第五十八条第一項第三号に掲げる過誤納金のうち前各号に掲げる過誤納金以外のもの当該過誤納金に係る国税の納付（法第五十条第二項（国税の予納額の還付の特例）その他国税に関する法律の規定により過誤納金があつたものとみなされる場合には、その過誤納）があつた日

15 法第五十八条第一項第三号に掲げる過誤納金のうち前各号に掲げる過誤納金以外のもの当該過誤納金に係る国税の納付（法第五十条第二項（国税の予納額の還付の特例）その他国税に関する法律の規定により過誤納金があつたものとみなされる場合には、その過誤納）があつた日

16 法第五十八条第一項第三号に掲げる過誤納金のうち前各号に掲げる過誤納金以外のもの当該過誤納金に係る国税の納付（法第五十条第二項（国税の予納額の還付の特例）その他国税に関する法律の規定により過誤納金があつたものとみなされる場合には、その過誤納）があつた日

17 法第五十八条第一項第三号に掲げる過誤納金のうち前各号に掲げる過誤納金以外のもの当該過誤納金に係る国税の納付（法第五十条第二項（国税の予納額の還付の特例）その他国税に関する法律の規定により過誤納金があつたものとみなされる場合には、その過誤納）があつた日

18 法第五十八条第一項第三号に掲げる過誤納金のうち前各号に掲げる過誤納金以外のもの当該過誤納金に係る国税の納付（法第五十条第二項（国税の予納額の還付の特例）その他国税に関する法律の規定により過誤納金があつたものとみなされる場合には、その過誤納）があつた日

19 法第五十八条第一項第三号に掲げる過誤納金のうち前各号に掲げる過誤納金以外のもの当該過誤納金に係る国税の納付（法第五十条第二項（国税の予納額の還付の特例）その他国税に関する法律の規定により過誤納金があつたものとみなされる場合には、その過誤納）があつた日

20 法第五十八条第一項第三号に掲げる過誤納金のうち前各号に掲げる過誤納金以外のもの当該過誤納金に係る国税の納付（法第五十条第二項（国税の予納額の還付の特例）その他国税に関する法律の規定により過誤納金があつたものとみなされる場合には、その過誤納）があつた日

一　過誤納に係る国税の税目、当該国税に係る納付した税額、当該税額のうち過誤納となつた金額及びその納付した年月日  
二　過誤納となつた理由  
三　当該過誤納金の還付のための支払を受けようとする銀行又は郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条（定義）に規定する郵便窓口業務を行ふ日本郵便株式会社の営業所であつて郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条（定義）に規定する郵便貯金銀行を銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十六項（定義等）に規定する所属銀行とする同条第十四項に規定する銀行代理業の業務を行ふもの）の名称及び所在地

#### 四　その他参考となるべき事項

法第五十八条第五項に規定する政令で定める理由は、法第二十三条第二項第一号及び第三号（更正の請求）（第六条第一項第五号（更正の請求）に掲げる理由を除く。）並びに法以外の国税に関する法律の規定により更正の請求の基因とされている理由（修正申告書の提出又は更正若しくは決定があつたことを理由とするものを除く。）で当該国税の法定申告期限後に生じたものとする。

#### 第六章　附帯税

##### （延滞税の計算期間の起算日の特例）

第二十五条　法第六十条第二項（延滞税）に規定する政令で定める国税は、それぞれ当該各号に定める日とする。

一　法第十九条第四項第二号ハ（修正申告）に規定する純損失の繰戻し等による還付金額が過大であったことにより納付すべきこととなつた国税

当該還付金額（当該還付金額に係る還付加算金を含む。）について支払決定をし、又は充当をした日（同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）

二　消費税法第五十二条第一項（仕入れに係る消費税額の控除不足額の還付）の規定による還付金その他の消費税等に係る還付金又は航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）第十二条第二項（取卸しの場合の航空機燃料税の控除等）の規定により納付すべきこととなつたことにより納付すべきこととなつた国税これらの還付金の還付に係る納稅申告書

の提出期限（当該納稅申告書が、消費税法第四十五条第一項（課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての確定申告）の規定による納稅申告書（当該納稅申告書の提出期限内に提出されたものを除く。）であるときは、その提出があつた日の属する月の末日とし、成十七年法律第九十七号）第九十四条（定義）に規定する郵便貯金銀行を銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十六項（移出に係る酒類についての課税標準及び税額の申告）の規定による納稅申告書であるときは、その申告に係る酒類（同法第二条第一項（酒類の定義及び種類）に規定する酒類をいう。第三十条の二（蒸留機等の封を施す箇所）において同じ。）を移出した日の属する月の翌月末日とし、石油ガス税法（昭和四十一年法律第二百五十六号）第十六条第一項（移出に係る課税石油ガスについての課税標準及び税額の申告）の規定による納稅申告書であるときは、その提出期限から一月を経過する日とし、提出期限の定めがない納稅申告書であるときは、その提出があつた日

の属する月の末日（当該納稅申告書が、消費税法第四十六条第一項（還付を受けるための申告）の規定による納稅申告書で当該納稅申告書に係る課税期間の末日の翌日から二月を経過する日前に提出されたものであるときは、当該二月を経過する日とし、酒税法第三十条の二（第三項又は石油ガス税法第十六条第二項の規定による納稅申告書であるときは、その月の翌月末日とする。）とする。）

六　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第六条第二項（引取りに係る課税物品についての申告、納稅等の特例）に規定する法律第六条第二項（引取りに係る課税物品についての申告、納稅等の特例）に規定する特例申告に係る消費税等（当該特例申告に係る申告書の提出期限（消費税等に関する法律の規定により当該消費税等の納期限が延長された場合には、当該延長された納期限）

七　輸入の許可を受けて保税地域から引き取られた課税物件に係る消費税等（前二号に掲げた消費税等及び石油石炭税法第十七条第三項の規定により納付すべき石油石炭税を除く。）

八　当該許可の日（消費税等に関する法律の規定により当該消費税等の納期限が延長された場合には、当該延長された納期限）

（還付請求申告書等）

九　法第六十一条第一項第二号（延滞税の額の計算の基礎となる期間の特例）に規定する還付請求申告書（以下「還付請求申告書」という。）は、還付金の還付を受けるための納稅申告書（納稅申告書に記載すべき課税標準等及び税額等が国税に関する法律の規定により正当に計算された場合に当該申告書の提出により納付すべき税額がないものに限る。）で法第十七条第二項（期限内申告）に規定する期限内申告書以外のものをいう。

十　法第六十一条第二項に規定する納付すべき税額を増加させる更正に類するものとして政令で定める更正は、還付金の額を減少させる更正又は納付すべき税額があるものとする更正とする。

十一　法第六十一条第二項に規定する納付すべき税額を減少させる更正に類するものとして政令で定める更正は、同項に規定する期限内申告書又

五　関税法第七十三条第一項（輸入の許可前ににおける貨物の引取り）の規定により税関長の承認を受けて保税地域から引き取られた課税物件に係る消費税等（石油石炭税法第十七条第三項（引取りに係る原油等についての石油石炭税の納付等）の規定により納付すべき石油石炭税を除く。）輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第九条第三項（輸入の許可前における引取り）において準用する関税法第七条の十七（輸入の許可前に引き取られた貨物に係る税額等の通知）の書面又は更正通知書を発した日（これらの書類を二回以上にわかつて発した場合には、その最初に発した日）

六　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第六条第二項に規定する修正申告書（提出又は増額更正（以下この項及び次項において「修正申告書の提出等」といふ。）により納付すべき税額）

一　期限内申告書等の提出により納付すべき税額がある場合　次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ　法第六十一条第二項に規定する修正申告書の提出又は増額更正（以下この項において「修正申告等」という。）により納付すべき税額

ロ　期限内申告書等の提出により納付すべき税額から法第六十一条第二項の修正申告又は増額更正（以下この項において「修正申告等」という。）による税額を控除した税額

二　期限内申告書等の提出により納付すべき税額がない場合（次号に掲げる場合を除く。）

三　次に掲げる税額のうちいかずれか少ない税額がある場合は、期限内申告書等の提出により納付すべき税額に当該還付金の額に相当する税額を加算した税額

四　法第六十一条第二項に規定するその他の政令で定める国税は、次に掲げる国税（前項に規定する国税に限る。）とする。

五　法第六十一条第二項に規定する特定修正申告書の提出又は同項に規定する特定更正によ

り納付すべき国税

二　法第六十一条第二項に規定する減額更正が

更正の請求に基づく更正である場合において

は期限後申告書（以下この項及び次項において「期限内申告書等」という。）に係る還付金の額を増加させる更正又は期限内申告書等に係る還付金の額があるものとする更正とする。

一　法第六十一条第二項に規定する期限内申告



2 当する金額が法定納期限までに法第三十四条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）（納付受託者に対する納付の委託）の規定による委託に基づき納付受託者に交付されていた場合若しくは当該税額の全額について法定納期限までに同項（第二号に係る部分に限る。）の規定により納付受託者が委託を受けていた場合

一 法第六十七条第三項（不納付加算税）に規定する法定納期限までに納付する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、同項に規定する納付に係る法定納期限の属する月の前月の末日から起算して一年前の日までの間に法定納期限が到来する源泉徴収等による国税について、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

二 法第三十六条第一項（第二号に係る部分に限る。）（納税の告知）の規定による納税の告知（法第六十七条第一項ただし書に該当する場合における納税の告知を除く。）を受けたことがない場合

一 法第三十六条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による納税の告知を受けることなく法定納期限後に納付された事実（法第三十四条第二項（納付の手続）の場合においてその源泉徴収等による国税が第六条の三（電子情報処理組織を使用する方法による納付の手続に係る法定納期限の特例）に規定する日までに納付された事実並びにその源泉徴収等による国税に相当する金額が法定納期限までに法第三十四条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による委託に基づき納付受託者に交付されていた場合及びその源泉徴収等による国税について法定納期限までに同項（第二号に係る部分に限る。）の規定により納付受託者が委託を受けていた場合並びに法第六十七条第一項ただし書に該当する場合における法定納期限後に納付された事実を除く。）がない場合

（加重された過少申告加算税等が課される場合における重加算税に代えられるべき過少申告加算税等）

第二十七条の三 法第六十八条第一項又は第四項（同条第一項の重加算税に係る部分に限る。）（重加算税）の規定により過少申告加算税に代えて重加算税を課する場合において、当該過少申告加算税について法第六十五条第二項又は第

四項（過少申告加算税）の規定により加算すべき金額があるときは、当該重加算税の額の計算の基礎となるべき税額を当該過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額から控除して計算するものとした場合における過少申告加算税以外の部分の過少申告加算税に代え、重加算税を課するものとする。

2 法第六十八条第二項又は第四項（同条第二項の重加算税に係る部分に限る）の規定により無申告加算税に代え、重加算税を課する場合において、当該無申告加算税について法第六十六条第二項若しくは第三項（これらの規定が同条第六項の規定により適用される場合を含む。）又は第五項（無申告加算税）の規定により加算し、又は計算すべき金額があるときは、当該重加算税の額の計算の基礎となるべき税額に相当する金額を当該無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額から控除して計算するものとした場合における無申告加算税以外の部分の無申告加算税に代え、重加算税を課するものとする。

（重加算税を課さない部分の税額の計算）

**第二十一条** 法第六十八条第一項（重加算税）（同条第四項の規定により適用される場合を含む。）に規定する隠蔽し、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額は、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額のうち当該事実のみに基づいて修正申告書の提出又は更正があつたものとした場合におけるその申告又は更正に基づき法第三十五条第一項（申告納稅方式による国税等の納付）の規定により納付すべき税額とする。

2 法第六十八条第二項（同条第四項の規定により適用される場合を含む。）に規定する隠蔽し、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額は、無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額のうち当該事実のみに基づいて法第六十八条第二項（期限後申告）に規定する期限後申告書若しくは修正申告書の提出又は決定若しくは更正があつたものとした場合におけるその申告又は決定若しくは更正に基づき法第三十五条第二項の規定により納付すべき税額とする。

2 法第六十八条第三項（同条第四項の規定により適用される場合を含む。）に規定する隠蔽し、又は仮装されていない事実に基づく税額として

第七章  
(還付金に)

政令で定めるところにより計算した金額は、不納付算税の額の計算の基礎となるべき税額のうち納税者が当該事実のみに基づいてその国税の法定納期限までに納付しなかつた税額とする。

**第七章 国税の更正、決定等の期間制限**

(還付金に係る決定等の期間制限の起算日等)

**第二十九条** 法第七十条第一項第一号(国税の更正、決定等の期間制限)に規定する政令で定める日は、還付請求申告書を提出することができるものについてその申告に係る還付金がなく、納付すべき税額があるものとした場合におけるその国税の法定申告期限とする。

法第七十条第五項第三号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 適用者(所得税法第六十条の二第一項から第三項まで(国外転出をする場合の譲渡所得等の特例)の規定の適用を受ける者をいう。以下この号において同じ。)が国外転出(同一条第一項に規定する国外転出をいう。以下この項において同じ。)の時までに法第一百四十九条第二項(纳税管理人)の規定による纳税管理人の届出(以下この項において「纳税管理人の届出」という。)をし、かつ、当該国外転出の日の属する年分の所得税に係る確定申告期限(所得税法第二条第一項第四十一条(定義)に規定する確定申告期限をいう。以下この項において同じ。)までに税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第三十三条(税務代理の権限の明示)(同法第四十八條の十六(税理士の権利及び義務等に関する規定の準用)において準用する場合を含む。)の規定による書面(以下この項において「税務代理権限証書」という。)の提出がある場合(次に掲げる場合を除く。)

イ 非居住者(所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者をいう。以下この項において同じ。)である当該適用者が、当該確定申告期限から五年を経過する日(以下この号において「五年経過日」という。)までに当該纳税管理人を解任した場合において、その解任の日から四月を経過する日までに纳税管理人の届出をしなかつたとき。

ロ 五年経過日までに当該纳税管理人の死亡又は解散その他財務省令で定める事由(以下この項において「纳税管理人の死亡等」とい

ハ 　非居住者である当該適用者が五年経過日までに当該税務代理権限証書を提出した税務代理人（法第七十四条の九第三項第二号（納税義務者に対する調査の事前通知等）に規定する税務代理人をいう。以下この項において同じ。）を解任した場合において、その解任の日から四月を経過する日までに税務代理権限証書の提出がなかつたとき。

二 五年経過日までに当該税務代理権限証書を提出した税務代理人の死亡又は解散その他財務省令で定める事由（以下この項において「税務代理人の死亡等」という。）が生じた場合において、非居住者である当該適用者が当該税務代理人の死亡等が生じたことを知った日から六月を経過する日までに税務代理権限証書の提出がなかつたとき。

本 トき。  
イ 贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この号において同じ。）により非居住者に移転した所得税法第六十条の三第一項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例）に規定する有価証券等又は同条第二項に規定する未決済信託取引等若しくは同条第三項に規定する未決済デリバティブ取引に係る契約（以下この項において「対象資産」という。）につき同条第一項から第三項までの規定の適用がある場合（次に掲げる場合を除く。）

イ 適用者（当該対象資産につき所得税法第六十条の三第一項から第三項までの規定の適用を受ける者をいう。以下この号において同じ。）が、当該贈与の日の属する年分の所得税に係る確定申告期限から五年を経過する日（以下この号において「五年経過日」という。）までに国外転出をした場合において、当該国外転出の時までに納稅管理人の届出をしなかつたとき。

口 五年経過日までに国外転出をした適用者が当該国外転出の時までに納税管理人の届出をし、かつ、当該確定申告期限までに税務代理権限証書の提出がある場合において、次に掲げる場合に該当するとき。

- (1) 非居住者である当該適用者が、五年経過日までに当該納税管理人を解任した場合において、その解任の日から四月を経過する日までに納税管理人の届出をしなかつたとき。
- (2) 五年経過日までに納税管理人の死亡等が生じた場合において、非居住者である当該適用者が当該納税管理人の死亡等が生じたことを知つた日から六月を経過する日までに納税管理人の届出をしなかつたとき。
- (3) 非居住者である当該適用者が五年経過日までに当該税務代理権限証書を提出した場合において、非居住者である当該適用者が当該税務代理権限証書の提出がなかつたとき。
- (4) 五年経過日までに税務代理人の死亡等が生じた場合において、非居住者である当該適用者が当該税務代理人の死亡等が生じたことを知つた日から四月を経過する日までに税務代理権限証書の提出がなかつたとき。

ハ 適用者が五年経過日までに死亡したと相続又は遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む)により非居住者に移転した対象資産につき所得税法第六十条の第三項から第三項までの規定の適用がある場合(相続人(当該対象資産につきこれらの規定の適用を受ける者の相続人をいう。以下この号において同じ。)のうちに次に掲げる場合のいずれかに該当する者がある場合を除く。)イ 非居住者である相続人については、当該相続の開始の日の属する年分の所得税に係る確定申告期限までに税務代理権限証書の提出がなかつたとき。又は若しくは当該確定申告期限までに税務代理権限証書の提出がなかつたとき。又は若しくは当該確定申告期限までに税務代理権限証書の提出がある場合において、次に掲げる場合に該当するとき。

ロ 五年経過日までに納税管理人の届出をし、かつ、当該確定申告期限までに税務代理権限証書の提出がある場合において、「五年経過日」において「五年経過日」という。また、その解任の日から四月を経過する日までに納税管理人の届出をしなかつたとき。

(1) 非居住者である当該相続人が、当該確定申告期限から五年を経過する日(以下この号において「五年経過日」という。)までに当該納税管理人を解任した場合において、その解任の日から四月を経過する日までに納税管理人の届出をしなかつたとき。

(2) 五年経過日までに納税管理人の死亡等が生じた場合において、非居住者である当該相続人が当該納税管理人の死亡等が生じたことを知つた日から六月を経過する日までに納税管理人の届出をしなかつたとき。

(3) 非居住者である当該相続人が五年経過日までに当該税務代理権限証書を提出した場合において、非居住者である当該相続人が当該税務代理人の死亡等が生じたことを知つた日から四月を経過する日までに税務代理権限証書の提出がなかつたとき。

(4) 五年経過日までに税務代理人の死亡等が生じた場合において、非居住者である当該相続人が当該税務代理人の死亡等が生じたことを知つた日から六月を経過する日までに税務代理権限証書の提出がなかつたとき。

ロ 五年経過日までに納税管理人の届出をし、かつ、当該確定申告期限までに税務代理権限証書の提出がある場合において、「五年経過日」という。また、その解任の日から四月を経過する日までに納税管理人の届出をしなかつたとき。

(1) 非居住者である当該相続人が、当該確定申告期限から五年を経過する日(以下この号において「五年経過日」という。)までに当該納税管理人を解任した場合において、その解任の日から四月を経過する日までに納税管理人の届出をしなかつたとき。

(2) 五年経過日までに納税管理人の死亡等が生じた場合において、非居住者である当該相続人が当該納税管理人の死亡等が生じたことを知つた日から六月を経過する日までに納税管理人の届出をしなかつたとき。

(3) 非居住者である当該相続人が五年経過日までに当該税務代理権限証書を提出した場合において、非居住者である当該相続人が当該税務代理人の死亡等が生じたことを知つた日から六月を経過する日までに税務代理権限証書の提出がなかつたとき。

(4) 五年経過日までに税務代理人の死亡等が生じた場合において、非居住者である当該相続人が当該税務代理人の死亡等が生じたことを知つた日から四月を経過する日までに税務代理権限証書の提出がなかつたとき。

ロ 五年経過日までに納税管理人の届出をし、かつ、当該確定申告期限までに税務代理権限証書の提出がある場合において、「五年経過日」という。また、その解任の日から四月を経過する日までに納税管理人の届出をしなかつたとき。

(1) 非居住者である当該相続人にあつては、五年経過日までに国外転出をした場合において、非居住者である当該相続人が当該税務代理人の死亡等が生じたことを知つた日から六月を経過する日までに税務代理権限証書の提出がなかつたとき。

(2) 五年経過日までに国外転出をした場合において、非居住者である当該相続人が当該税務代理人の死亡等が生じたことを知つた日から六月を経過する日までに税務代理権限証書の提出がなかつたとき。

(3) 第二項第三号イ若しくは第四号イ若しくは、当該相続人に係る被相続人の死亡」とする。

5 第二項第三号イ若しくは第四号イ若しくは、当該相続人に係る被相続人の死亡」とする。

6 前項ただし書の方法により同項の届出をした相続人は、遅滞なく、他の相続人に対し、当該







一 前項の他方の法人の株主等（法人税法第二条第十四号に規定する株主等をいう。以下この号及び次号において同じ。）である法人の発行済株式等の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資が同項の一方の法人によりり所有されている場合（当該株主等である法人の有する当該他方の法人の株式又は出資の数又は金額が当該他方の法人の発行済株式等のうちに占める割合（当該株主等である法人が二以上ある場合には、当該二以上の株主等である法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合）

二 前項の他方の法人の株主等である法人（前号に掲げる場合に該当する同号の株主等である法人を除く。）と同項の一方の法人との間にこれらとの者と発行済株式等の所有を通じて連鎖関係にある一又は二以上の法人（以下この号において「出資関連法人」という。）が介在している場合（出資関連法人及び当該株主等である法人がそれぞれその発行済株式等の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を当該一方の法人又は出資関連法人（その発行済株式等の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資が当該一方の法人又は他の出資関連法人によって所有されているものに限る。）によって所有されている場合に限る。）当該株主等である法人の有する当該他方の法人の株式又は出資の数又は金額が当該他方の法人の発行済株式等のうち占める割合（当該株主等である法人が二以上ある場合は、当該二以上の株主等である法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合）

第三項の規定は、第一項第二号、第四号及び第五号の場合における株式又は出資を直接又は間接に保有される関係の判定について準用する。

（課税標準等の端数計算の特例）

**第四十条** 法第一百八条第二項（課税標準の端数計算の特例）に規定する政令で定める国税は、所得税法第四編第一章から第五章まで（源泉徴収税）（同法第一百九十九条（年末調整に係る源泉徴収義務）及び第二百一十九条（退職所得に係る源泉徴収義務）（同法第二百一条第一項（退職所得に係る源泉徴収税））に規定する政令で定める国税は、

二 前項に規定する国税  
二 所得税法第百九十条又は第一百九十二条（年  
末調整に係る不足額の源泉徴収義務）の規定  
により徴収する所得税  
(納税証明書の交付の請求等)

(納税証明書の交付の請求等)  
**第四十一条** 法第百一十三条规定第一項(納税証明書の交付等)に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

2 次に掲げる国税に関する事項は、前項各号（第五号を除く。）に掲げる事項に該当しないものとする。

一 所得税法第四編第一章から第五章まで（源泉徴収）又は国際観光旅客税法第十六条第一項（国内事業者による特別徴収等）若しくは第十七条第一項（国外事業者による特別徴収等）の規定により徵収する国税（所得税法第

**第四十一条** 法第一百一十三条第一項（納稅證明書）

(国税徴収法第二条第二号(定義)に規定する  
地方税をいう。)と競合する債権に係る担保権  
の設定に關するものである場合、当該証明書が  
法令の規定に基づき國又は地方公共団体に提出  
すべきものである場合その他その使用目的につ  
き相当の理由があると認める場合において、そ  
の証明書を交付するものとする。

(納税証明書の交付手数料)

<p>二 請求に係る国税の納付すべき額として確定した税額（源泉徵収に係る所得税の徵収）又は国際觀光旅客税法第十六条第三項若しくは第十七条第三項の規定により徵収する國税を除く。）</p> <p>三 法定納期限が第四項の請求書を提出する日の三年前の日の属する会計年度における国税につきに係る国税（前項第一号の規定の適用については、未納の国税を除く。）</p> <p>四 法第十五条第三項第三号から第六号までに掲げる国税（納税の告知がされたものを除く。）</p> <p>五 法第十五条第三項第三号から第六号までに掲げる国税（納税の告知がされたものを除く。）</p> <p>六 法第十五条第三項第三号から第六号までに掲げる国税（納税の告知がされたものを除く。）</p> <p>七 法第十五条第三項第三号から第六号までに掲げる国税（納税の告知がされたものを除く。）</p> <p>八 法第十五条第三項第三号から第六号までに掲げる国税（納税の告知がされたものを除く。）</p> <p>九 法第十五条第三項第三号から第六号までに掲げる国税（納税の告知がされたものを除く。）</p>	<p>一 請求に係る国税の納付すべき額として確定した税額（源泉徵収に係る所得税の徵収）又は国際觀光旅客税法第十六条第三項若しくは第十七条第三項の規定により徵収する國税を除く。）</p> <p>二 法第十五条第三項第三号から第六号までに掲げる国税（納税の告知がされたものを除く。）</p> <p>三 法定納期限が第四項の請求書を提出する日の三年前の日の属する会計年度における国税につきに係る国税（前項第一号の規定の適用については、未納の国税を除く。）</p> <p>四 法第十五条第三項第三号から第六号までに掲げる国税（納税の告知がされたものを除く。）</p> <p>五 法第十五条第三項第三号から第六号までに掲げる国税（納税の告知がされたものを除く。）</p> <p>六 法第十五条第三項第三号から第六号までに掲げる国税（納税の告知がされたものを除く。）</p> <p>七 法第十五条第三項第三号から第六号までに掲げる国税（納税の告知がされたものを除く。）</p> <p>八 法第十五条第三項第三号から第六号までに掲げる国税（納税の告知がされたものを除く。）</p> <p>九 法第十五条第三項第三号から第六号までに掲げる国税（納税の告知がされたものを除く。）</p>	<p>一 請求に係る国税の納付すべき額として確定した税額（源泉徵収に係る所得税の徵収）又は国際觀光旅客税法第十六条第三項若しくは第十七条第三項の規定により徵収する國税を除く。）</p> <p>二 法第十五条第三項第三号から第六号までに掲げる国税（納税の告知がされたものを除く。）</p> <p>三 法定納期限が第四項の請求書を提出する日の三年前の日の属する会計年度における国税につきに係る国税（前項第一号の規定の適用については、未納の国税を除く。）</p> <p>四 法第十五条第三項第三号から第六号までに掲げる国税（納税の告知がされたものを除く。）</p> <p>五 法第十五条第三項第三号から第六号までに掲げる国税（納税の告知がされたものを除く。）</p> <p>六 法第十五条第三項第三号から第六号までに掲げる国税（納税の告知がされたものを除く。）</p> <p>七 法第十五条第三項第三号から第六号までに掲げる国税（納税の告知がされたものを除く。）</p> <p>八 法第十五条第三項第三号から第六号までに掲げる国税（納税の告知がされたものを除く。）</p> <p>九 法第十五条第三項第三号から第六号までに掲げる国税（納税の告知がされたものを除く。）</p>
---	--	--

**第四十二条** 法第一百二十三条第二項（納税証明書の交付等）の規定により納付すべき手数料の額は、同条第一項の証明書一枚ごとに四百円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第一百二十三条第一項の請求をする場合にあつては、三百七十円）とする。この場合において、前条第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに同項第三号から第六号までの各号に掲げる事項ごとに一枚の証明書であるものとし、なお、その証明書が二以上の年度に係る国税に関するものであるときは、証明を受けようとする事が未納の税額のみに係る場合を除き、その年度の数に相当する枚数の証明書であるものとのして計算するものとする。

**2** 前項の手数料は、収入印紙を前条第四項の請求書に貼つて、納めなければならない。ただしこれは、国税局又は税務署の事務所において前項の手数料の納付を現金ですることが可能である旨及び当該事務所の所在地を国税府長官が官報で公示した場合には、当該事務所において現金をもつて納めることができる。

**3** 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により財産につき相当な損失を受けた者がその復旧に必要な資金の借入れのために使用する法第一百二十三条第一項の証明書についての交付は、第一項の手数料の納付を要しないでその交付を請求することができる。生計の維持について困難な状況にある者が法律に定める扶助その他これに類する措置を受けるために使用する当該証明書についても、また同様とする。

（財務省令への委任）

**第四十三条** この政令に定めるもののほか、法及びこの政令の実施のための手続その他これらの執行に関し必要な細則は、財務省令で定める。

をいう。以下同じ。)は、物件の領置、差押え又は記録命令付差押え(法第百三十二条第一項(臨検、捜索又は差押え等)に規定する記録命令付差押えをいう。以下同じ。)をしたときは、領置、差押え又は記録命令付差押えをしたことを明らかにしなければならない。

(臨検等に係る許可状請求書の記載事項)

**第四十五条** 法第百三十二条第四項(臨検、捜索又は差押え等)に規定する許可状(以下この条において「許可状」という。)の請求は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 犯則嫌疑者の氏名
- 二 罪名及び犯則事実の要旨
- 三 臨検すべき物件若しくは場所、捜索すべき身体、物件若しくは場所、差し押さえるべき物件又は記録させ、若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ、若しくは印刷させるべき者
- 四 請求者の官職氏名
- 五 許可状が七日を超える有効期間を必要とするときは、その旨及び事由
- 六 法第百三十二条第二項の場合においては、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲
- 七 日没から日出までの間に臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをする必要があるときは、その旨及び事由

参考人の身体、物件又は住居その他の場所の捜索のための許可状を請求する場合においては、差し押さえるべき物件の存在を認めるに足りる状況があることを認めるべき資料を提供しなければならない。

3 郵便物、信書便物(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第三項(定義)に規定する信書便物をいう。)又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するもの(犯則嫌疑者から発し、又は犯則嫌疑者に対して発したものを除く。)の差押えのための許可状を請求する場合においては、その物件が犯則事件(法第百三十一条第一項(質問、検査又は領置等)に規定する犯則事件をいう。第五十六条(書類の作成要領)においては、前項に規定するもののほか、その性質

があることを認めるべき資料を提供しなければならない。

(間接国税の範囲)

款(公売)(第九十六条(公売の通知))を除く。)の規定を準用する。

法第百四十四条第二項の規定により公売に付された領置物件等については、当該職員及びその所有者は、直接であると間接であるとを問わず、買い受けることができる。

法第百四十四条第二項の規定により代金を供託したときは、当該供託に係る領置物件等の知っている所有者、所持者その他利害関係者にその旨を通知するものとする。

(還付の公告)

5 税務署長等は、法第百四十四条第二項の規定により代金を供託したときは、当該供託に係る領置物件等の知っている所有者、所持者その他利害関係者にその旨を通知するものとする。

4 法第百四十四条第二項の規定により公売に付された領置物件等については、当該職員及びその所有者は、直接であると間接であるとを問わず、買い受けることができる。

法第百四十五条第二項(領置物件等の還付等)の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

一 法第百四十五条第二項に規定する領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件(以下この条において「還付物件」という。)を還付することができない旨

二 還付物件の品名及び数量

三 領置、差押え又は記録命令付差押えの年月日及び場所

四 還付物件の所持者の氏名及び住所又は居所

五 公告の日から六月を経過しても還付の請求がないときは、還付物件は、国庫に帰属する旨

(鑑定に係る許可状請求書の記載事項)

第六十条 法第百四十七条第四項(鑑定等の嘱託)に規定する許可状(第六号において「許可状」という。)の請求は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 犯則嫌疑者の氏名

二 罪名及び犯則事実の要旨

三 破壊すべき物件

四 鑑定人の氏名及び職業

五 請求者の官職氏名

六 許可状が七日を超える有効期間を必要とするときは、その旨及び事由

(夜間執行の制限を受けない国税)

第七十一条 法第百四十八条第一項(領置検査、捜索又は差押え等の夜間執行の制限)に規定する政令で定める国税は、次に掲げる国税とする。

一 消費税法第二条第一項第十一号(定義)に規定する課税貨物に課される消費税

二 酒税

三 石油ガス税

(調書の記載事項)

第五十二条 法第百五十二条各項(調書の作成)

に規定する調書には、質問、検査、領置、臨

検、捜索、差押え又は記録命令付差押えの事

実、日時及び場所並びに質問の調書について

申告納税方式による間接国税に関する犯則事

件に係る罪)

第五十三条 法第百五十五条第二号(間接国税以

外の国税に関する犯則事件等についての告発)

を記載しなければならない。

(申告納税方式による間接国税に関する犯則事

件に係る罪)

第五十四条 法第百五十七条第一項(間接国税に

に関する犯則事件についての通告処分等)の規定

による通告(以下この項及び次項において「通

告」という。)は、通告を受けるべき者に便送、

配達証明郵便又は民間事業者による信書の送達

に関する法律第二条第六項(定義)に規定する

一般信便事業者若しくは同条第九項に規定す

る特定信便事業者による同条第二項に規定す

る信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるも

のとして財務省令で定めるものの方法により法

律第五十七条第一項に規定する書面を送達して

行う。この場合において便送の方法によると

きは、その受領証を徴さなければならない。

2 前項の書面には、法第五十七条第一項に規

定する理由及び納付すべき旨のほか、通告を受

けるべき者の氏名及び住所又は居所、犯則につ

いての詳細な事実及び同項の規定により納付

すべき期間及び場所を記載しなければならない。

法第百五十七条第一項及び前二項の規定は、同条第三項の規定による更正を行ふ場合について準用する。この場合において、前項中「場所」とあるのは、「場所並びに同条第三項の規定による更正の内容及び理由」と読み替えるものとする。

法第百五十七条第一項に規定する没収に該当する物件が、当該職員又は当該職員が適当と認めて保管させた者の保管しているものである場合においては、同項の規定による納付は、当該物件を納付する旨の申出書の提出をもつて足りる。

(犯則の心証を得ない場合の供託書の交付)

第五十五条 国税局長又は税務署長は、法第百六十条(犯則の心証を得ない場合の通知等)の規定により犯則の心証を得ない旨を犯則嫌疑者に通知する場合において、法第百四十四条第二項(領置物件等の処置)の規定により供託した金銭があるときは、供託書の正本に供託金を受け取るべき事由を証する書面を添付し、これを領置又は差押えの際ににおける領置物件等の所持者に交付しなければならない。(書類の作成要領)

第五十六条 犯則事件の調査及び処分に関する書類(法第百三十二条第一項若しくは第三項(臨検、捜索又は差押え等)、法第百三十三条第一項若しくは第二項(通信事務を取り扱う者に対する差押え)又は法第百四十七条第四項(鑑定等の嘱託)の許可状の請求に関する書類を除く。)には、毎葉に契印しなければならない。ただし、その謄本又は抄本を作成するときは、契印に代えて、これに準ずる措置をとることができるものとする。

犯則事件の調査及び処分に関する書類について文字を加え、削り、又は欄外に記入したときは、その範囲を明らかにして、訂正した部分に認印しなければならない。ただし、削った部分は、これを読むことができるように字体を残さなければならぬ。

附 則

1 この政令は、国税通則法の施行の日から施行する。ただし、第八章(不服審査)の規定は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 法附則第九条第一項(加算税に関する経過措置)及び第十条(国税の更正、決定等の期間制

限の特例に関する経過措置)に規定する政令で定める日は、還付請求申告書の提出期限(提出期限の定めがない還付請求申告書については、当該申告書を提出することができる者についてその申告に係る還付金がなく、納付すべき税額があるものとした場合におけるその国税の法定申告期限)とする。

附 則 (昭和三八年六月一九日政令第二〇八号)

この政令は、昭和三十八年七月一日から施行する。

附 則 (昭和三九年三月三一日政令第六九号)

この政令は、昭和三十九年三月三一日から施行する。

附 則 (昭和三九年三月三一日政令第六九号)

この政令は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四一年七月一日政令第二二八号)

この政令は、昭和四十一年七月一日から施行する。

附 則 (昭和四一年三月三一日政令第六九号)

この政令は、昭和四十一年三月三一日から施行する。

所税法第十七条第一項又は第十七条ノ二第一項の規定に該当する行為があつた場合における取引税の確定金額について適用し、同日前にこれらの行為があつた場合における取引税の確定金額については、なお従前の例による。

附 則 (昭和四九年九月二七日政令第三三九号)

この政令は、昭和四十九年十月一日から施行する。

附 則 (昭和五〇年三月三一日政令第五三号)

この政令は、昭和五十一年三月三一日から施行する。

附 則 (昭和五一年三月三一日政令第五三号)

この政令は、昭和五十二年三月三一日から施行する。

附 則 (昭和五二年三月三一日政令第五三号)

この政令は、昭和五十三年三月三一日から施行する。

附 則 (昭和五三年三月三一日政令第五三号)

この政令は、昭和五十四年三月三一日から施行する。

附 則 (昭和五四年三月三一日政令第五三号)

この政令は、昭和五十五年三月三一日から施行する。

附 則 (昭和五五年三月三一日政令第五三号)

この政令は、昭和五十六年三月三一日から施行する。

附 則 (昭和五六年三月三一日政令第五三号)

この政令は、昭和五十七年三月三一日から施行する。

附 則 (昭和五七年三月三一日政令第五三号)

この政令は、昭和五八年三月三一日から施行する。

附 則 (昭和五九年三月三一日政令第五三号)

この政令は、昭和五九年三月三一日から施行する。







六号)、改正法第二十三条の規定による改正前  
の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律  
の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第  
二十九号。以下「旧震災特例法」という。)及  
び改正法第三十条の規定(改正法附則第一条第  
五号ネに掲げる改正規定に限る。)による改正  
前の所得税法等の一部を改正する法律(平成三  
十年法律第七号。以下「旧平成三十年改正法」  
といふ。)の規定に基づく第一条の規定による  
改正前の法人税法施行令(以下「旧法人税法施  
行令」という。)、第二条の規定による改正前の  
地方法人税法施行令、第三条の規定による改正  
前の租税特別措置法施行令(以下「旧租税特別  
措置法施行令」という。)、第四条の規定による  
改正前の法人税法施行令、第五条の規定による  
改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関  
係法律の臨時特例に関する法律施行令(以下  
「旧震災特例法施行令」という。)、第九条の規  
定による改正前の国税通則法施行令、第十一条  
の規定による改正前の外国居住者等の所得に対  
する相互主義による所得税等の非課税等に関する  
法律施行令、第十三条の規定による改正前の  
租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及  
び地方税法の特例等に関する法律施行令、第六  
条の規定による改正前の法人税法施行令の一部  
を改正する政令及び第二十四条の規定による  
改正前の法人税法施行令等の一部を改正する政  
令の規定は、なおその効力を有する。

**附 則 (令和三年三月三一日政令第一一  
号) 抄**

(施行期日)

1 この政令は、令和三年四月一日から施行す  
る。ただし、第五条第六号の改正規定及び第三  
十九条の次に一条を加える改正規定並びに次項  
の規定は、令和四年一月一日から施行する。

**附 則 (令和四年二月二日政令第三七  
号) 抄**

(施行期日)

1 この政令は、令和四年四月一日から施行す  
る。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各  
号に定める日から施行する。  
一次に掲げる規定 令和四年十二月三十一日  
イ 第一条中国税通則法施行令第二十五条第  
一号の改正規定

**附 則 (令和四年三月三一日政令第一四  
号) 抄**

(施行期日)

1 この政令は、令和四年四月一日から施行す  
る。

二 第一条中國税通則法施行令第二十七条の改  
正規定 同令第二十七条の二第一項の改正規  
定及び同令第二十七条の三の改正規定並びに  
次項の規定 令和六年一月一日から施行す  
る。この政令は、令和六年一月一日から施行す  
る。ただし、目次の改正規定、第三章中第七条  
の前に一条を加える改正規定及び第二十七条の  
二第二項第二号の改正規定は、同年四月一日か  
ら施行する。

**附 則 (令和五年六月一六日政令第二  
三号)**

(〇号)

この政令は、令和六年四月一日から施行す  
る。この政令は、令和六年四月一日から施行す  
る。